

寒河江市まちづくり寄附推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちづくり寄附の推進を図るとともに、本市の情報発信及び市内産業の活性化に寄与することを目的として、寒河江市へまちづくり寄附を行った者（以下「寄附者」という。）に対して、特産品等を贈呈する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者 第5条の規定による承認を受けた事業者をいう。
- (2) 特産品等 市内で製造、加工、採取、栽培等を行う商品及び市内で提供するサービスをいう。

(特産品等の贈呈)

第3条 市長は、寄附者に対し、寄附金額に応じて特産品等を贈呈することができる。

(協力事業者の要件)

第4条 協力事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人その他の団体又は個人事業者等
- (2) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第1号から第3号までに規定されている者でないこと。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、寒河江市まち

づくり寄附推進事業個人情報取扱要領等を遵守し、個人情報の取扱いを厳重に行えること。

(5) 通信販売の実績があること。

(協力事業者の承認等)

第5条 協力事業者として、寒河江市まちづくり寄附推進事業に係る特産品等を提供する事業に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、寒河江市まちづくり寄附推進事業参加承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の結果について、寒河江市まちづくり寄附推進事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

3 市長は、協力事業者が前条各号の要件を欠く場合のほか、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請を行ったと認められたとき。

(2) 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

(3) その他協力事業者としてふさわしくないと認められたとき。

4 協力事業者は、承認された内容に変更があったときは、再度申請書を市長に提出し承認を受けなければならない。

(協力事業者の責務)

第6条 特産品等の提供にあたり、特産品等に係る責務は当該提供者である協力事業者が負うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。